

マイナンバー制度

10月から通知、来年1月から利用が始まります

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、マイナンバー制度が導入されることになりました。

今回はこのマイナンバー制度の概要についてお知らせいたします。

●マイナンバーとは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に一人ひとつの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

●導入の効果は？

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つ上げられます。

1つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。（公平・公正な社会の実現）

2つめは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。（利便性の向上）

3つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。（行政の効率化）

●マイナンバーの通知は10月から

平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

通知は郵送で行われ、住民登録をしている住所宛にマイナンバーを記した「通知カード」をお届けすることで、番号をお知らせします。

この通知カードの券面には、生涯使用するマイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日が記載されていますので、大切に保管願います。

なお、通知については、世帯単位で行われ、住民登録上の世帯主宛に、世帯全員分の通知カードが同封される予定になっています。

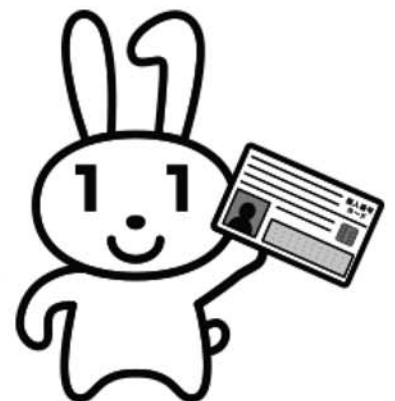
●マイナンバーはいつから使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーを利用します。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定めた行政手続でしか使用することはできません。

●マイナンバーは誰が利用するの？

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、利用されることとなります。

このため、皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。



※左面に続く

また、税や社会保険の手続においては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは次のような場面で使います。

- ◆ 毎年6月の児童手当の現況届の際に役場にマイナンバーを提示します。
- ◆ 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- ◆ 証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。
- ◆ 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。

●個人番号カードとは

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。ICチップが搭載されていて、この中に電子申請のための電子証明書が記録されています。通知カードが送付された後に、顔写真とともに申請することで、平成28年1月以降に交付を受けることができます。

この個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、e-TAXなどの各種電子申請を行うことができます。

なお、個人番号カードの取得は任意で、初回発行手数料は無料です。

●個人情報の管理は安全なの？

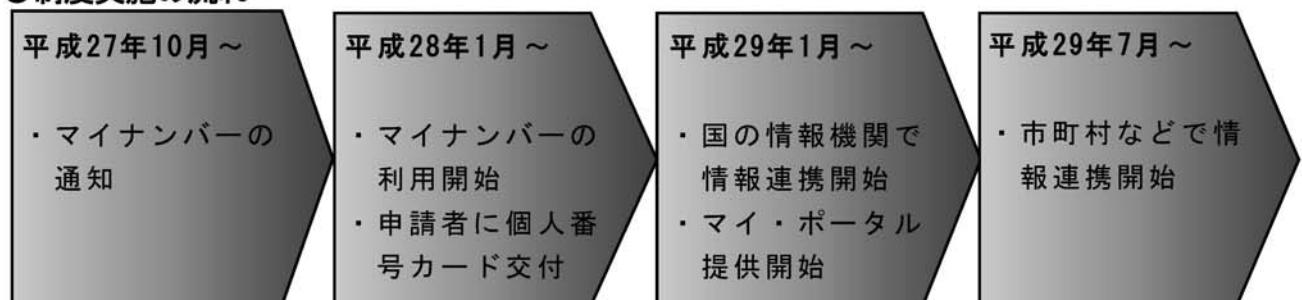
個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

①制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

②システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を講じています。

また、マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認いただける手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）」が稼動する予定です。

●制度実施の流れ



●問い合わせ

総務課 Tel 576-2111 町民課 Tel 576-2113

やむを得ない理由により 住所地でマイナンバー通知カードを 受け取ることができない方へ

～居所で受け取るために居所情報を登録してください～

今年10月以降、住民票の住所地にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。やむを得ない理由により通知カードを住民票の居住地で受け取ることが出来ない方は、

居住情報登録申請書を**8月24日～9月25日**に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送(必着)して下さい。

登録は
お早めに！

申請が必要な方

- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者の方で、住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

※申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

※申請書は、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/) や、お近くの市区町村などで入手又はダウンロード頂けます。

【お問い合わせ先】

・コールセンター [全国共通ナビダイヤル] 0570-20-0178
・浦幌町役場町民課住民年金係 015-576-2113

9:30～17:30

土日祝日

年末年始を除く

農作業事故を防ぎましょう

農機具の点検整備

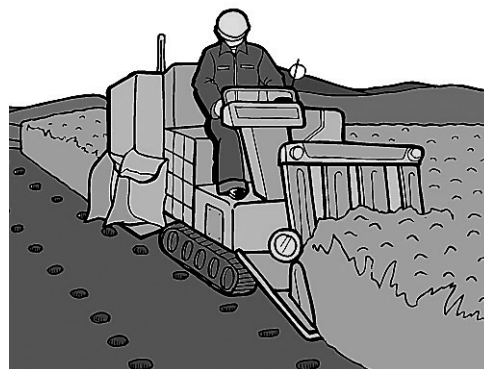
- 点検整備はエンジンを止めてから行いましょう

機械の周辺に注意

- 機械の前進・後進時周りに注意しましょう

農機具への巻き込まれ

- 機械に詰まった物を取り除くときはエンジンを止めてから
- 衣類、手ぬぐい等が巻き込まれないような服装で



浦幌町農業振興連絡協議会